

4 / 30 (木) の発表



ウポポイ  
NATIONAL LAND MUSEUM  
民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 4月30日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況報告(令和元年度第4四半期)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和2年1月1日から3月31日までの苦情審査委員の活動状況報告がありましたので、お知らせします。</p> <p>【概要】</p> <p>1 苦情申立ての状況(3件) 知事部局2件(総務部1件、保健福祉部1件) 教育委員会1件</p> <p>2 苦情申立ての処理状況(4件 ※前期からの継続1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査を終えた事案 1件</li> <li>・審査をすることができない事案 3件</li> <li>・審査中の事案 0件</li> <li>・制度の対象外となった事案 0件</li> <li>・申立ての内容を検討中の事案 0件</li> </ul> <p>3 苦情審査結果の内訳(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立ての趣旨に沿ったもの 0件</li> <li>・申立ての趣旨に一部沿ったもの 0件</li> <li>・道の機関の行為に不備のないもの 1件</li> </ul>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付(場所)		
	同時レク		

担当 (連絡先)	総合政策部知事室道政相談センター 相談苦情審査グループ 主幹 中島 浩昭 TEL ダイヤルイン 011-204-5523、内線21-702
-------------	---

# 北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項に基づき、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和2年4月30日

北海道知事 鈴木直道

## 1 苦情申立ての状況

令和2年1月1日から令和2年3月31日までの苦情申立ては3件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦 情 件 数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	2	2	0
総 務 部	1	1	0
総 合 政 策 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	1	1	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	0	0	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	1	1	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
小 計	3	3	0
道 の 機 関 以 外	0	0	0
合 計	0	0	0

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	幼稚園の無償化について
保 健 福 祉 部	1	国民年金と生活保護基準について
教 育 庁	1	教育免許の申請について

- 2 苦情申立ての処理状況  
苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	1
審査をすることができない事案	3
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
審 査 中 の 事 案	0
制度の対象外となった事案	0
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	0
合 計	4

※今回の処理件数には令和2年1月1日以前に受け付けた  
(継続分) 1件を含む。

- 3 苦情審査結果の内訳  
審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
道の機関の行為に不備がないもの	1
合 計	1

- 4 勧告及び意見表明の状況  
勧告及び意見表明したものはない。

令和元年度第4四半期 苦情審査事案の概要

令和2年3月31日現在

区分	申立事項	審査結果等	備考
水産林務部	<p><b>道有林の境界について(継続分)</b>                      申立人は、私有林を有するが、〇〇振興局により、私有林の境界を4.3mも入り込まれて、それが境界であると宣言されている。                      現場は道有林との間に防風林(あるいは国有未開地)が有るが、それを乗り越えて測量の杭らしきものが打ってあったので、振興局に、それは間違っていると注意したところ、それは測量でも境界でもない、調べて連絡すると言っていた。                      ところが、令和元年12月担当者が、前回までの測量で境界でない言ったところを指し、「測量の結果これを境界とする」と宣言した。                      しかし、申立人は役場に地積図が2種存在し、60年程前から越境問題が生じている等の主張をしている。                      申立人は、間にある防風林を乗り越えてくる権利はないと思う。正確な判断を求める。</p>	<p><b>道の行為に不備はない</b>                      申立人が、自分の所有地であると長年信じて同地を管理してきた事実の有無や、改めて境界について協議する(境界を確定する)必要があるか否かは、ともかく、本申立てにおいては、役場は申立人に地積図は1種類であることを説明しており、また、境界を、昭和46年及び同56年の合意に基づくもの、すなわち、今回振興局が主張する境界簿記載の内容から考えるより他ない。本件境界についてどのように考えた場合、植栽した樹木の枝が申立人の所有地へ出ているという事実は認められるようだが、振興局が伐採・植栽した土地が、申立人所有地を侵犯しているという事実は認められなかった。                      なお、申立人所有地と道有地との間に、防風林ないし国有未開拓地の存在は確認できず、本件境界は、申立人所有地と、道有地との境界になる。                      本件における振興局の伐採及び植栽は、公的に認められた境界線に従ったものであり、不備はない。</p>	
教育庁	<p><b>教育免許の申請について</b>                      令和元年12月に高等学校教諭一種免許状(美術)の申請を教育庁へ行ったが、後日、平成31年4月から教員免許制度が変わったため、取得できないと担当者から電話があった。                      ただし、平成30年10月に同じ教員免許の申請を行い、免許取得には1単位足りないとの事務連絡があり、電話で確認したところ、教科又は教職に関する科目で1単位足りないため、必要な単位を取得する必要があるとの説明があった。なお、このやり取りの際には、教員免許の制度が変わることについては全く説明がなかった。申立人は、平成31年2月に〇〇大学に、4月からの前期課程の科目等履修生の申請を行った。申立人は、教育庁総務政策局教職員課から免許制度の改正について全く説明がなかったため、新たな教員免許制度について知る機会を失い、高等学校教諭一種免許状(美術)の免許を取得するために、再度授業料や入学金、交通費を払い直した上で大学へ通う必要があり、さらに仕事にも制限をかける必要が生まれた。このような教育庁の対応に疑義がある。また、このような事態となった原因を追及していただき、同様な事例が生まれないう、事務の見直しをお願いしたい。</p>	<p><b>審査しない(自己の利害にかかわらない)</b>                      苦情申立を受理後、申立人から新制度で読み替えた履修証明書が提出され、教員免許の取得要件を満たすことが確認され、免許取得が可能となったとのこと。                      従って、申立人の不利益は解消され、苦情処理審査の要件である「申立人の利害に関わること」条例第12条条第1項第8号と言えなくなり、審査することはできない。                      検討する中で、教育庁からヒアリングを行ったが、まもなく半年後には改正される手続きについて、役所が対象者に全くお知らせしないのは不親切と言われても仕方がない。                      法改正の狭間にあつて混乱が予想される場合は、特に細心の注意をはらって対応して頂きたい。</p>	
総務部	<p><b>幼稚園の無償化について</b>                      消費税の増税後に保育園・幼稚園の無償化が始まり、高等教育機関等も無償の方向へ進んでいる。申立人らは、自分の子供が幼稚園や大学に行くために、時には借入れをしたり、本人が、奨学金を借りて現在も返済しており、他人の子供が幼稚園に通う費用のために納税しなくてはならないのか、もしくは園児減少の幼稚園の救済に納税しなくてはならないのかと考える。                      幼稚園に、行くか行かないかは、まず親の方針のはずで、大学は、学生が多額の奨学金を借り、返済に苦労している人もいる。</p>	<p><b>審査しない(自己の利害にかかわらない)</b>                      申立人の苦情は、道の条例で求められている「道の機関の業務」(条例第4条)にかかわるものではなく、また、「自己の利害にかかわるもの」(条例第12条第1項第8号)には該当せず、本条例に基づく苦情審査の対象とはならない。</p>	
保健福祉部	<p><b>国民年金と生活保護基準について</b>                      申立人は、生活保護受給が国民年金の受給額より高額なことについて、異なる窓口にお問い合わせしたが、それぞれ回答は得られたものの、理解には至らない。長年納付してやっと受給できる国民年金に対して、生活保護は何もしないで、何もできないで、仕事せずに受給できてしまうのは問題だ。</p>	<p><b>審査しない(自己の利害にかかわらない)</b>                      申立人の苦情は、道の条例で求められている「道の機関の業務」(条例第4条)にかかわるものではなく、また、本申立は、国民年金の支給基準と生活保護の最低生活費の基準に関する疑問、要望にとどまり、申立人自身の「自己の利害にかかわるもの」(条例第12条第1項第8号)には、該当せず、本条例に基づく苦情審査の対象とはならない。</p>	